

浄化センター等施設維持管理包括業務  
要求水準書

令和 8 年 4 月

尾張旭市上下水道部

## 目次

第1 総則	1
1.1 本要求水準書の位置づけ	1
1.2 業務目的	1
1.3 対象業務	1
1.4 対象施設	1
1.5 業務範囲	1
1.6 運営期間及び引継期間	2
1.7 提出書類	3
1.8 許認可の取得	3
1.9 委託料の調整及び減額	3
1.10 前提条件の変更	3
1.11 下水道施設の確認	3
1.12 受託者からの提案に対する対応	4
1.13 法令の遵守	4
1.14 保険	4
第2 報告、体制、責任範囲等に関する要求水準	4
2.1 業務の計画及び報告	4
2.2 各種マニュアルの整備	5
2.3 業務の実施体制	5
2.4 危機管理対応	5
2.5 責任範囲	6
2.6 要求水準未達時の対応	6
第3 下水道事業関連業務に関する要求水準	6
3.1 運転管理業務	6
3.1.1 運転監視操作業務	6
3.1.2 脱水運転、脱水汚泥の管理	7
3.1.3 委託者が実施する業務（修繕、工事等）に対する協力・調整及び立会い	7
3.1.4 運転日報・月報・年報等の作成、提出	7
3.1.5 エネルギー管理	7
3.2 保全管理業務	7
3.2.1 保守点検（法定点検を含む）及び異常兆候の把握	7
3.2.2 故障・不具合への一次対応、復旧措置	8
3.2.3 消耗品・部品交換及び消耗品の補充	8
3.2.4 自家用電気工作物に関する修繕	8
3.3 危機・警報対応	8
3.3.1 非常通報装置、監視システム（Web水神等）からの通報に対する初動対応	9
3.3.2 警報区分別の出動要否・到着目標	9
3.3.3 緊急対応報告書／故障報告書等の作成	9
3.4 環境計測業務	9
3.4.1 定期水質試験	9
3.4.2 運転管理上必要な水質・汚泥試験	9
3.4.3 異常時における水質・汚泥試験	9
3.4.4 その他周辺環境保全のための環境計測	10
3.5 備品、消耗品等の調達管理業務	10
3.5.1 業務で使用する備品・消耗品の調達、在庫管理	10

3.5.2	委託者が貸与した備品の管理	10
3.6	薬品、燃料、水道等の調達、管理業務	10
3.6.1	薬品（凝集剤、消毒剤等）の調達、在庫管理	10
3.6.2	水道、ガス、燃料等の調達・管理	10
3.6.3	重油等危険物の管理及び取扱い	11
3.7	委託者の行う見学者対応への協力	11
3.8	委託者の業務分析等に必要データの提供	11
3.9	廃棄物処理業務	11
3.9.1	し渣、沈砂、脱水汚泥等の場内取扱い、保管及び衛生管理	11
3.9.2	廃棄物搬出依頼及び電子マニフェスト作成	11
3.9.3	廃棄物の積込み及び運搬補助	11
3.10	運転データ、保守点検業務の記録、保管	11
3.11	苦情に対する一次対応	12
3.11.1	苦情（悪臭、騒音、水質等）の一次受付、状況確認、委託者への速報	12
3.11.2	原因調査に必要な追加確認・記録	12
3.12	その他の業務	12
3.12.1	施設警備業務	12
3.12.2	委託者との連絡調整、協議、必要な会議への参加	12
3.12.3	法令遵守その他、契約書・本要求水準書に定める業務	12
第4	運営期間満了時の措置	13
4.1	施設の引渡し条件	13
4.2	引継計画	13
4.3	引継準備	13
第5	資料一覧	13
5.1	別紙一覧	13
5.2	参考資料	14
5.3	図面一覧	14

## 第1 総則

### 1.1 本要求水準書の位置づけ

本要求水準書は、公募型プロポーザル参加申込者が技術提案を作成するに当たり、本委託に係る前提条件及び尾張旭市（以下「委託者」という。）が求める本委託に係るサービス水準を定めると同時に、業務内容についての理解を深め、より具体的な検討を加えるための技術資料を提供するものであり、契約書（案）及び関連別紙と一体をなすものである。

また、公募型プロポーザル参加申込者及び業務を受託する民間事業者（以下「受託者」という。）は本委託の目的及び各要件の意図を十分汲み取り、優れた技術提案書及び維持管理実施計画書を作成すること。

### 1.2 業務目的

本委託は、民間事業者の持つ創意工夫及びノウハウの活用ができる「性能発注の考え方に基づく民間委託（包括的民間委託）」とするもので、民間事業者のノウハウや技術力を最大限に活用して、受託者の裁量による下水道施設運営の効率化を図るとともに、安定した下水処理機能の維持、環境保全、持続可能な施設運営を実現することを目的とする。

### 1.3 対象業務

浄化センター等施設維持管理包括業務

### 1.4 対象施設

対象施設は、別紙1のとおりとする。各浄化センターの主要条件は次のとおり。

項目	東部浄化センター	西部浄化センター
処理方式	1系：凝集剤併用型ステップ流入式2段硝化脱窒法 2系：標準活性汚泥法	1系：標準活性汚泥法 2系：凝集剤併用型ステップ流入式3段硝化脱窒法
処理能力	12,300 m <sup>3</sup> /日	13,400 m <sup>3</sup> /日
放流先	一級河川矢田川	一級河川矢田川
供用開始年月	昭和61年1月	平成12年6月

### 1.5 業務範囲

本業務の業務区分は、別紙2のとおりとし、次のとおり業務範囲を示す。各業務の詳細（要求水準、責任分界、費用負担、提出物、記録様式等）は該当する別紙に従う。

#### 1 運転管理業務

- ① 別紙1に示す施設の運転監視操作業務
- ② 脱水運転・脱水汚泥の管理（含水率管理：別紙5、積込みまで：別紙7）
- ③ 委託者が実施する業務（修繕、工事等）に対する協力、調整及び立会補助
- ④ 運転日報・月報・年報等の作成・提出（別紙13）
- ⑤ エネルギー管理（電力原単位の把握、改善）

#### 2 保全管理業務

- ① 保守点検（法定点検を含む）及び異常兆候の把握（別紙6）
- ② 故障・不具合への一次対応、復旧措置（別紙6、別紙17）

- ③ 消耗品・部品交換及び消耗品の補充（別紙15、別紙16）
- ④ 自家用電気工作物に関する修繕（別紙7、別紙10、別紙14）
- 3 危機・警報対応
  - ① 非常通報装置、監視システム（Web水神等）からの通報に対する初動対応
  - ② 警報区分別の出動要否・到着目標・復旧措置（別紙17、別紙8）
  - ③ 緊急対応報告書、故障報告書等の作成（別紙13）
- 4 環境計測業務
  - ① 定期水質試験（別紙12、別紙5）
  - ② 運転管理上必要な水質・汚泥試験（別紙12）
  - ③ 異常時における水質・汚泥試験（別紙9、別紙13）
  - ④ その他周辺環境保全のための環境計測（別紙12）
- 5 備品・消耗品等の調達管理業務
  - ① 業務で使用する備品・消耗品の調達、在庫管理（別紙15、別紙16）
  - ② 委託者が貸与した備品の管理
- 6 薬品・燃料・水道等の調達・管理業務
  - ① 薬品（凝集剤、消毒剤等）の調達、在庫管理（別紙14、別紙15）
  - ② 水道、ガス、燃料等の調達・管理
  - ③ 重油等危険物の管理及び取扱い
- 7 委託者の行う見学者対応への協力
  - ① 委託者が実施する見学者対応補助
- 8 委託者の業務分析等に必要データの提供
  - ① 運転・水質・汚泥・エネルギー・保全状態等のデータ提供
- 9 廃棄物処理業務
  - ① し渣、沈砂、脱水汚泥等の場内取扱い、保管及び衛生管理
  - ② 廃棄物搬出依頼及び電子マニフェスト作成
  - ③ 廃棄物の積み込み及び運搬補助
- 10 運転データ、保守点検業務の記録、保管
  - ① 運転データ、点検記録、校正記録、故障記録等の作成・保管
- 11 苦情に対する一次対応
  - ① 苦情（悪臭、騒音、水質等）の一次受付、状況確認、委託者への速報
  - ② 原因調査に必要な追加確認・記録
- 12 その他の業務
  - ① 施設警備業務
  - ② 委託者との連絡調整、協議、必要な会議への参加
  - ③ 法令遵守（別紙18）その他、契約書・本要求水準書に定める業務

## 1.6 運営期間及び引継期間

業務の運営期間は、令和8年10月1日から令和11年9月30日までとする。業務は平日勤務を基本とするが、受託者は異常警報の一次対応など24時間対応可能な体制を整えるものとする。

契約締結の日から令和8年9月30日までは引継期間とし、受託者は業務掌握のため、業務に従事する者の確保及び研修を行う。その際、委託者は必要に応じ、受託者の要請に協力する。

## 1.7 提出書類

受託者が提出すべき計画書・報告書・記録等は、本文及び別紙10、別紙13に定める。主な提出書類は次のとおり。委託者はその不備に関する内容の修正を指示し、受託者は速やかに対応しなければならない。

- ① 維持管理実施計画書（別紙3）
- ② 運転日報、月報、年報（別紙13）
- ③ 警報、異常時報告（別紙13、別紙17）
- ④ 改善計画書（別紙9、別紙13）
- ⑤ 自家用電気工作物修繕：承認依頼、完了報告（別紙10、別紙13）
- ⑥ その他委託者が必要と認める書類（別紙10、別紙11）

## 1.8 許認可の取得

本業務の実施に必要な資格者の確保、届出及び許認可対応は、法令及び別紙8の定めに従い受託者が行う。特に、自家用電気工作物の維持管理に関しては、みなし設置者としての責務を踏まえ、必要な体制（有資格者）を確保する。委託者が主体となる届出等がある場合は、受託者は資料作成等の協力を行う。

## 1.9 委託料の調整及び減額

### 1 委託料の調整

委託者又は受託者は、委託期間内で契約締結の日から12か月を経過した後に、日本国内の賃金水準又は物価水準の変動により委託料が不相当となったと認めるときは、相手方に対して委託料の変更を請求できるものとする。調整の要否、方法その他必要事項は、別紙19及び契約書（案）に定めるところにより、協議の上決定するものとする。

### 2 委託料の減額

受託者の責めに帰すべき事由により、別紙9に示す要求水準未達が生じた場合の委託料の減額は、別紙19に定めるところにより行うものとする。減額の対象、算定方法その他の事項は別紙19並びに2.6及び契約書（案）に定めるところによる。

### 1.10 前提条件の変更

対象施設の増減、処理条件の大幅な変更、基準の改定等、前提条件に変更が生じる場合の取扱いは契約書（案）による。委託者は必要に応じて受託者と協議し、要求水準、提出物、費用負担等の見直しを行う。

### 1.11 下水道施設の確認

受託者は業務開始時に、委託者の作成した施設機能報告書（参考資料1）により施設の現況を確認し、必要な補足情報を整理する。確認結果は、維持管理実施計画書（別紙3）に反映する。

### 1.1.2 受託者からの提案に対する対応

受託者は、要求水準の確実な達成、安定運転、エネルギー削減、薬品使用の合理化及び労務安全の向上等に資する提案を、随時委託者に行うことができる。委託者は提案内容を検討し、採否や反映方法（別紙改定、運用変更等）を協議により定める。また、施設改良等を実施する場合には、別紙20に示す資料を作成し、委託者と協議する。

### 1.1.3 法令の遵守

受託者は、本業務の実施に当たり、下水道法、その他の関係する法令、条例、基準等を遵守する。遵守事項の一覧は、別紙18による。

### 1.1.4 保険

受託者は、業務の実施に当たって必要と判断した保険について、受託者の費用をもって加入すること。保険に加入した際は保険証券又はこれに代わる書類の写しを提出すること（別紙10）。

## 第2 報告、体制、責任範囲等に関する要求水準

### 2.1 業務の計画及び報告

#### 1 維持管理実施基本計画書

受託者は、履行開始日の14日前までに別紙3に定めるとおり、維持管理実施基本計画書を委託者に提出し、確認を得る必要がある。

#### 2 年間維持管理実施計画書

受託者は、当該年度の業務開始日の14日前までに別紙3に定めるとおり、年間維持管理実施計画書を委託者に提出し、確認を得る必要がある。

#### 3 月間維持管理実施計画書

受託者は、当該月の業務開始日の5日前までに別紙3に定めるとおり、月間維持管理実施計画書を委託者に提出し、確認を得る必要がある。

#### 4 業務報告書の提出

受託者は、各計画書に基づき実施した業務について、別紙13に従い、運転日報、運転月報及び運転年報を作成し、期限までに提出すること。

#### 5 その他、臨時の報告

- (1) 下水道施設の運転維持管理業務において故障又は事故が発生した場合は、故障報告（別紙13）を作成し、速やかに委託者に提出すること。
- (2) 下水道施設の運転維持管理業務において別紙17に示す設備の重故障や異常等が発生し、緊急出動した場合は、緊急対応報告書（別紙13）を作成し、速やかに委託者に提出すること。
- (3) 下水道施設において、設備の更新又は補修の必要が生じた場合、受託者は委託者に対し、更新又は補修が必要である設備の現況及びその理由を速やかに書面により報告する。
- (4) 業務を行う上で危険が想定される、若しくは保安設備の改善が必要な場合は、委託者に速やかに報告するとともに必要な対策を施し、労働災害の防止に努める。

- (5) 業務範囲内に限らず、下水道事業におけるさらなる効率化、業務改善が見込まれる場合は、その導入効果を付して委託者へ報告する。

## 2.2 各種マニュアルの整備

受託者は、安定運転、安全確保及び危機管理の観点から、業務期間中に必要なマニュアル類を整備し、適宜改訂するとともに、委託者から要請があった場合には当該マニュアルを委託者に提示する。

## 2.3 業務の実施体制

受託者は、業務を適切かつ継続的に実施するため、必要な要員を配置し、各浄化センターの運転維持管理、保守点検、緊急対応等が確実に実行される体制を確保するものとする。体制の詳細は別紙8に定めるところによる。

- (1) 受託者は、本業務全体を統括し、委託者との連絡窓口となる総括責任者を各浄化センターに配置するものとし、総括責任者は現場の最高責任者として従業員の指揮及び監督を行うこと。また総括責任者が不在の場合に備え、同等の権限を有する代理者として副総括責任者を各浄化センターに配置するものとする。
- (2) 平日昼間勤務を基本とするが、脱水汚泥処理等の作業で安定した運転に必要と認めた場合は平日以外に行うこと。施設ごとの勤務体制として、東部浄化センターは夜間宿直、休日昼間は日直体制による監視体制とし、西部浄化センターは、夜間及び休日は非常通報装置により無人体制を基本とする。ただし、無人時間帯であっても、通報受信及び出動手配が確実に実施できる体制を確保すること。
- (3) 受託者は、業務の実施に当たり別紙8に定める有資格者要件を配置すること。  
また、労働安全衛生法等で定める就業制限にかかる機器の運転及び危険物の取扱いなどに当たっては、有資格者以外の者が行ってはならない。
- (4) 受託者は、必要に応じて、労働安全衛生法で定める特別教育、安全衛生教育、訓練等を実施すること。

## 2.4 危機管理対応

- (1) 受託者は、地震や水害等の自然災害により施設機能に重大な支障が生じた場合に備え、「尾張旭市下水道事業業務継続計画」（参考資料2）に従い、委託者と連携した緊急連絡体制を構築するとともに必要な人員を配置する。なお、「尾張旭市下水道事業業務継続計画」は適宜改定されることから、委託者は最新版を提供し、受託者は常に最新版の内容を確認する。
- (2) 受託者は、緊急事態が発生した場合、必要な初期対応を行い、被害を最小限に抑えるとともに、委託者へ速やかに連絡する。
- (3) 委託者は、災害防止その他業務実施上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとるよう依頼することができる。この場合、受託者は速やかにこれに応じなければならない。
- (4) 受託者は、火災等の緊急時には、適切な初期対応をとるとともに、関係諸機関への通報、連絡を行うこと。また、受託者は防災に関する訓練を定期的実施すること。

## 2.5 責任範囲

本業務における委託者と受託者の責任範囲については、別紙7のとおりとする。また消耗品等経費の責任範囲は別紙14のとおりとする。

## 2.6 要求水準未達時の対応

受託者の責に帰すべき事由により、要求水準未達又は未達のおそれがある場合には別紙9に定める手続を行うこと。ただし、別紙4に定める流入条件を逸脱するなど流入水が原因の場合や不可抗力による要求水準未達の場合は適用しない。

## 第3 下水道事業関連業務に関する要求水準

### 3.1 運転管理業務

#### 3.1.1 運転監視操作業務

受託者は、別紙4に示す流入基準の範囲において、次に示す放流水質の要求水準を遵守するよう水処理、汚泥処理の運転調整を実施し、運転管理を行う。放流水に関する受託者が遵守すべき基準は次のとおりとする。

なお、詳細は別紙5のとおり。

- (1) 法定基準 I：法令等で定められた基準（各回測定値）
- (2) 法定基準 II：法令等で定められた基準（日最大負荷量）
- (3) 管理基準 I：受託者が満足すべき基準（各回測定値）
- (4) 管理基準 II：受託者が満足すべき基準（日最大負荷量）

項目	法定基準 I	法定基準 II	管理基準 I	管理基準 II
pH	5.8以上 8.6以下		5.8以上 8.6以下	
BOD (mg/L)	25 [20] 以下		15以下	
SS (mg/L)	70 [50] 以下		40以下	
COD (kg/日)		東部246以下 西部268以下		東部246以下 西部268以下
T-N (mg/L)	120 [60] 以下			
T-N (kg/日)		東部258.4 以下 西部241.5 以下		東部258.4 以下 西部241.5 以下
T-P (mg/L)	16 [8]以下			
T-P (kg/日)		東部19.7以下 西部19.85 以下		東部19.7以下 西部19.85 以下
大腸菌数 (CFU/mL)	[800] 以下		300以下	

※1 [ ]内は日間平均値

※2 日最大負荷量については委託者が設置している自動計測設備で測定された結果より算出した値とする。

### 3.1.2 脱水運転、脱水汚泥の管理

受託者は以下に示す汚泥処理要求水準を遵守するよう脱水運転を行う。汚泥処理に関する受託者が遵守すべき基準は以下のとおりとする。

なお、詳細は別紙5のとおり。

管理項目	要求水準値
脱水汚泥含水率	79%以下

### 3.1.3 委託者が実施する業務（修繕、工事等）に対する協力・調整及び立会い

受託者は、委託者が実施する修繕、工事及び委託業務に際し、現場の立会い及び必要に応じた手動操作等の運転対応を行うこと。

### 3.1.4 運転日報・月報・年報等の作成、提出

受託者は、業務を実施するに当たって維持管理実施計画書に基づき業務が完了したとき及び報告すべき事項があるときは、別紙13に示す報告書を委託者に提出しなければならない。

### 3.1.5 エネルギー管理

受託者はエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づき、省エネルギー活動を推進することに努めるとともに、以下に示すエネルギー管理に関する要求水準を遵守するよう運転管理を行う。エネルギー管理に関する受託者が遵守すべき基準は以下のとおりとする。ただし、この要求水準は努力目標とし、委託料の減額対象としない。

なお、詳細は別紙5のとおり。

管理項目	東部浄化センター	西部浄化センター
エネルギー消費原単位 (kWh/m <sup>3</sup> )	0.4586	0.4911

## 3.2 保全管理業務

受託者は、別紙6に定める保全管理要求水準を満たすよう、保守点検及び不具合対応を実施する。修繕は原則除外とするが、部品交換（工事を伴わない範囲）及び自家用電気工作物の限定修繕は、別紙16の定めに従い実施する。

### 3.2.1 保守点検（法定点検を含む）及び異常兆候の把握

受託者は、別紙1に示す下水道施設が正常な運転を確保するために必要な次の保守点検整備業務を行う。なお、詳細は別紙6に示すとおりとする。

- ① 日常巡視・日常点検
- ② 定期点検
- ③ 臨時点検
- ④ 設備保守点検整備（指定）

- ⑤ 場外のマンホールポンプ場保守点検
- ⑥ 施設機能確認業務
- ⑦ 管理棟他清掃業務
- ⑧ 植栽・樹木管理業務

### 3.2.2 故障・不具合への一次対応、復旧措置

受託者は、別紙1に示す下水道施設において故障、不具合を検知した場合、次の事項を満たす一次対応及び復旧対応を実施すること。

- (1) 安全確保、二次災害防止を最優先とし、必要に応じて当該設備の停止等の措置を講じること。
- (2) 放流水質の基準逸脱、溢水、悪臭拡散、設備損傷の拡大等の影響を最小化するため、予備機への切り替え、運転モード変更、手動操作等により処理機能を維持すること。
- (3) 復旧措置は、警報の解除や運転状態の安定等、通常運転への復帰又は暫定運転での安定化を目的として実施する。
- (4) 修繕が必要な場合は、委託者に状況を報告し、委託者の指示に基づき対応すること。
- (5) 対応状況は緊急対応報告書又は故障報告書（別紙13）により、委託者に報告すること。

### 3.2.3 消耗品・部品交換及び消耗品の補充

- (1) 受託者は、設備機能及び水質管理の継続性を確保するため、運転維持管理上必要となった消耗品の交換、部品交換及びその補充を実施するものとする。
- (2) 消耗品等の範囲は別紙15、費用負担は別紙14に定めるところによる。交換部品は同等以上の性能を有するものを用い、交換後は動作確認を行うとともに、その内容を記録し、委託者から求めがあった場合は提示できるようにする。
- (3) 設備保全による消耗品、部品交換と修繕の責任分界は別紙16に定めるところによる。修繕に該当する場合又は委託者の承認を必要とする場合は、速やかに委託者へ報告し、指示に従うものとする。

### 3.2.4 自家用電気工作物に関する修繕

受託者は、浄化センターの自家用電気工作物のみなし設置者として当該自家用工作物の維持及び運用の主体を担う者として自家用電気工作物の小規模修繕を実施するものとする（別紙7、別紙16）。ただし、修繕の金額は別紙14に定めるものとし、修繕を実施する際は別紙10に定める書類を提出すること。

### 3.3 危機・警報対応

受託者は、事故、自然災害、火災等の危機事象に備えて必要人員を速やかに配置できる体制を整え、計画やマニュアルを作成すること。危機事象発生時には、適正な臨機の措置や危機管理の対応をすること。

受託者は、災害防止のために必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認められるときは、受託者はあらかじめ委託者の意見を聴かなければならない。

委託者は、災害防止その他の業務の実施上特に必要があると認めるときは受託者に対して臨機の措置をとるよう依頼することができる。この場合、受託者は速やかにこれに応じなければならない。

### 3.3.1 非常通報装置、監視システム（Web 水神等）からの通報に対する初動対応

- (1) 受託者は、夜間や休日等において浄化センターが無人若しくは宿直者のみ在中の際に、別紙17に示す非常通報装置及び監視システム（Web 水神等）からの通報を受報した場合、速やかに通報内容を確認し、対応区分を判定するものとする。
- (2) 非常通報装置等からの通報は、受託者の複数名により受報するものとし、受報漏れを防ぎ、速やかに初動対応がとれる体制を整えること。

### 3.3.2 警報区分別の出動要否・到着目標

- (1) 受託者は、別紙17に示すとおり出動が必要な通報については直ちに出勤手配を行い、関係者への連絡及び指示、現地対応に必要な資機材等の準備等出勤開始までの手続を実施するものとする。
- (2) 受託者は、別紙17に示すとおり出動が必要な場合、受報から現地到着まで原則40分以内に行うこと。ただし、目標時間までに到着が困難な場合は委託者へ即時連絡し、代替措置をとること。また、宿直者及び日直者のみで対応が困難な際に受託者が自宅待機者等の応援出動を要請する場合は、要請から現地到着まで原則45分以内に行う（別紙8）。

### 3.3.3 緊急対応報告書／故障報告書等の作成

- (1) 受託者は、別紙17に定める警報区分のうち「必ず出動」とする事象が発生した場合は、別紙13に定める緊急対応報告書を作成し、委託者に速やかに報告すること。
- (2) 受託者は別紙17に定める警報区分のうち「状況確認後出動」とする事象が発生した場合は、別紙13に定める故障報告書を作成し、委託者に速やかに報告すること。ただし、故障報告書は警報区分に記載のない事象で受託者が報告すべきと判断した事象及び受託者が常駐している時間帯に発生した事象についても報告するものとする。

## 3.4 環境計測業務

### 3.4.1 定期水質試験

受託者は、別紙5に規定された要求水準を満たしているかを確認するために、水質汚濁防止法及び下水道法で定められた定期水質試験を別紙12のとおり行う。測定回数は委託者が定める化学物質管理計画（参考資料3）によるものとする。

### 3.4.2 運転管理上必要な水質・汚泥試験

受託者は、日常的な運転管理上必要な水質、汚泥試験を別紙12のとおり行う。管理指標及び管理目標は受託者があらかじめ設定し、維持管理実施計画書に整理すること。

### 3.4.3 異常時における水質・汚泥試験

受託者は、3.4.1及び3.4.2に示す水質、汚泥試験の測定結果に異常が確認された場合は、直ちに委託者に報告するとともに追加の環境計測を実施すること（別紙9）。また、必要に応じ測定頻度を増やし、改善措置の効果確認まで継続監視すること。

### 3.4.4 その他周辺環境保全のための環境計測

受託者は、悪臭の発生その他環境影響被害を防止するため、設備の運転方法、保守点検、作業方法、機能確認等を適切に行うほか、発生源、敷地境界等において、五感又は測定器により別紙12に示す環境計測を行う。

測定結果に異常が確認された場合は、委託者へ直ちに報告し、監視強化及び改善措置を実施する。

### 3.5 備品、消耗品等の調達管理業務

#### 3.5.1 業務で使用する備品・消耗品の調達、在庫管理

受託者は、安定的で品質を確保できる調達方法、管理体制を確保するとともに、受託者が専ら使用する備品及び業務履行に必要な消耗品類（別紙15）を調達し、管理すること。受託者は、履行開始時点で委託者が保有する消耗品から優先的に使用するとともに、これら在庫がなくなった場合には、受託者が必要な消耗品類を調達すること。

また、消耗品の納入実績について毎月取りまとめ、委託者へ報告すること（別紙13）。

#### 3.5.2 委託者が貸与した備品の管理

委託者は、履行期間の開始時点で委託者の保有する備品、消耗品等を貸与するが、受託者はこれの数量及び状態を委託者の立会いのもとに確認し、適切に貯蔵及び管理すること。

また、履行期間中に委託者が貸与する備品については、受託者はその機能を維持するとともに、故障が生じた場合は委託者がこれを修繕するが、修繕が不可で再取得が必要な場合は委託者と協議の上受託者の負担とする（別紙14）。

### 3.6 薬品、燃料、水道等の調達、管理業務

別紙21に示す業務の履行に必要な薬品、燃料、水道等の調達及び管理は全て受託者の責任において行うこと。

#### 3.6.1 薬品（凝集剤、消毒剤等）の調達、在庫管理

受託者は、運転管理に必要な薬品（別紙15）の調達及び管理を行うこと。受託者は、履行開始時点で委託者が保有する薬品から優先的に使用するとともに、これら在庫がなくなった場合には、受託者が必要な薬品を調達すること。

また、薬品の使用量及び納入実績等について取りまとめ、委託者へ報告すること（別紙13）。

#### 3.6.2 水道、ガス、燃料等の調達・管理

受託者は、運転管理に必要な水道、ガス、燃料等の調達及び管理を行うこと。原則として受託者は、水道等の契約者の名義変更を行い、受託者名義にすること。なお、名義変更ができない場合は、支払者の変更手続を行うこと。上水道料金について、マンホールポンプ場においては委託者負担とし、名義変更も行わないこととする（別紙14）。

また、水道、ガス、燃料等の使用量及び納入実績等について取りまとめ、委託者へ報告すること（別紙13）。

### 3.6.3 重油等危険物の管理及び取扱い

重油等の危険物の取扱い等に当たって、受託者から選任された危険物取扱者は、危険物の貯蔵又は取扱いの技術上の基準を遵守するとともに、当該危険物の適正な貯蔵、管理及び取扱いをすること。

### 3.7 委託者の行う見学者対応への協力

各浄化センターの見学依頼があった場合、受託者は見学受入のための準備作業及び委託者が実施する見学者引率の補助を行う。浄化センターの見学者対応の見込みは次のとおりとする。

- ・年間想定件数 東部 3件/年 西部 5件/年（うち1件は下水道の日イベント）

### 3.8 委託者の業務分析等に必要なデータの提供

受託者は、下水道施設維持管理状況の調査、決算資料の作成等のために委託者が各種運転データ等の集計、整理及び提出を要請した場合には、これに協力すること。

### 3.9 廃棄物処理業務

#### 3.9.1 し渣、沈砂、脱水汚泥等の場内取扱い、保管及び衛生管理

受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守するとともに、廃棄物の減量化に努め、脱水機の運転、脱水汚泥の保管を行うこと。運転管理に当たっては、汚泥等の飛散、流出その他の場内汚染を防止し、悪臭の発生防止など周辺環境及び衛生状態の維持に努めること。

#### 3.9.2 廃棄物搬出依頼及び電子マニフェスト作成

受託者は、委託者が契約した廃棄物処理業者に対し、事前に搬出日時と搬出予定量を示した搬出依頼書を提出し、相手方の了承を得ること。また搬出依頼後に廃棄物処理業者から変更の申出があった場合は、受託者がこれを調整すること。ただし、委託者が年間の処分量を考慮し、搬出計画の変更を指示する場合は、受託者はこれに従うこと。

受託者は、上記の搬出依頼を行い、相手方の了承を得た際に、委託者の委任に基づき電子マニフェストの予約登録を行うこと。予約登録後はシステムから受渡確認票を印刷し、搬出時に運搬業者に渡すこと。また、搬出完了後は、搬出量及び運搬車両の車両番号を入力し、完了登録を行うこと。

#### 3.9.3 廃棄物の積込み及び運搬補助

受託者は、廃棄物の搬出に当たり、場内で運搬車両の積込み作業を行い、廃棄物の飛散の防止並びに構内作業の安全確保を図ること。廃棄物の積込みに伴い車両からのこぼれ等が生じた場合は速やかに回収、清掃し、積込み場所の清潔を回復すること。

受託者は、搬出車両の構内走行、待機場所での停車、搬出室への入庫に際し、建物、設備その他施設との接触事故を防止するため、必要な誘導及び立入管理を行うものとする。

#### 3.10 運転データ、保守点検業務の記録、保管

受託者は、運転状況及び保守点検の履歴が追跡可能となるよう、運転データ、保守点検記録、警報・異常対応記録、分析結果等を作成し、委託者が確認できる形式で保管するものとする。

記録すべき項目、データの様式、作成頻度、提出方法及び提出期限の運用は、別紙6、別紙10及び別紙13に定めるところによる。

受託者は、委託者の求めに応じ、当該記録等が速やかに提示できるよう管理するとともに、契約終了時のデータ引渡し等についても別紙11のとおり対応するものとする。

### **3.1.1 苦情に対する一次対応**

#### **3.1.1.1 苦情（悪臭、騒音、水質等）の一次受付、状況確認、委託者への速報**

受託者は、常に適切な運営を行うことにより、周辺住民の信頼と理解、協力を得ること。また、委託者が浄化センターに不在の際に苦情が寄せられた場合には、状況を確認し、適切な一次対応をとるとともに記録を残し、速やかに委託者に報告すること。

#### **3.1.1.2 原因調査に必要な追加確認・記録**

受託者は、苦情の原因となった要因を速やかに調査し、追加の環境計測を実施し、苦情の解消に努めなければならない。ただし、緊急を要する場合には委託者の指示に従わなければならない。

### **3.1.2 その他の業務**

#### **3.1.2.1 施設警備業務**

受託者は、各浄化センター施設内の盗難及び火災予防並びに警戒のため、次の事項を行い、施設の保全を図るものとする。

- (1) 受託者は、各浄化センターの門扉及び施設内建物の施錠を確実にを行うとともに、貸与された鍵について、保管場所及び取扱者を明確にし、貸出及び返却の履歴が追跡可能となるよう管理記録を作成し、保管すること。鍵の紛失、破損その他の異常が生じた場合は、速やかに委託者へ報告し、必要な是正措置を講じること。
- (2) 受託者は、既設の機械警備設備若しくは受託者により新たに設置する機械警備設備を適切に運用し、侵入や火災等の異常警報の受信、把握及び必要な連絡が確実に行われる体制を確保すること。機械警備設備の具体的な方法等については施設警備実施要領（参考資料4）に定めるところによる。

#### **3.1.2.2 委託者との連絡調整、協議、必要な会議への参加**

受託者は、委託者との連絡調整及び協議を円滑に行うため、連絡窓口（責任者及び代替者）を定め、委託者からの照会及び依頼に継続的に対応できる体制を確保するものとする。

受託者は、運転維持管理に係る事項（運転方針の変更、承認を要する作業、搬出調整、外部分析計画等）について、必要に応じて委託者と協議し、決定事項に基づき対応するものとする。協議結果については、協議事項等を整理し記録すること。

受託者は、委託者が指定する定例会議及び必要な臨時会議に参加し、運転状況、課題、改善案等を説明できるよう資料を準備するものとする。

#### **3.1.2.3 法令遵守その他、契約書・本要求水準書に定める業務**

受託者は、本業務の実施に当たり、別紙18に示す関連法令等を遵守すること。また、法令等への不適合又はそのおそれが生じた場合、受託者は速やかに委託者へ報告し、原因究明、是正措置及び再発防止策を講じるものとする。

受託者は、契約書、本要求水準書及び別紙等に定める業務を確実に履行し、文書間に矛盾又は解釈の相違が生じた場合は、委託者と協議の上指示に従うものとする。

## 第4 運営期間満了時の措置

### 4.1 施設の引渡し条件

受託者は、本業務終了時において、本委託の対象とする全ての施設が本要求水準書で提示した性能を発揮できる機能を有した状態で、委託者に引き渡すこと。引渡しに当たり、委託者の立会いのもと、施設機能の現地確認を行い、施設機能報告書（別紙6）を事前に作成すること。

### 4.2 引継計画

受託者は、本業務終了に伴う次期受託者への引継ぎを円滑に行うため、引継計画書を取りまとめる。また、委託者は、受託者から提出された引継計画書を確認する。

引継計画書は別紙11に示す内容を取りまとめ、作成すること。

### 4.3 引継準備

受託者は、作成した引継計画書に従い、委託者及び次期受託者に施設を引き渡す準備を行い、業務の引継ぎに必要な書類及びデータを委託者あるいは次期受託者に引き渡すほか、業務事項の説明、技術指導を含めた研修を行い業務の適切な引継ぎを行う。その際、契約書に規定された条件を満たした状態で引き渡す。

## 第5 資料一覧

### 5.1 別紙一覧

- 別紙1 対象施設一覧
- 別紙2 業務範囲一覧
- 別紙3 維持管理実施計画書
- 別紙4 流入条件
- 別紙5 運転管理要求水準
- 別紙6 保全管理要求水準
- 別紙7 リスク分担・責任分担
- 別紙8 実施体制・有資格者要件
- 別紙9 要求水準を満たしていない場合の対応
- 別紙10 提出物の内容等
- 別紙11 引継ぎに関する事項
- 別紙12 環境計測業務
- 別紙13 報告様式
- 別紙14 費用負担区分
- 別紙15 消耗品等の範囲

- 別紙 16 保全・修繕の責任分界
- 別紙 17 警報対応表
- 別紙 18 法令等遵守事項一覧
- 別紙 19 委託料の調整及び減額
- 別紙 20 施設改良等の実施
- 別紙 21 ユーティリティー予定数量

## 5.2 参考資料

番号	名称
参考資料 1	施設機能報告書
参考資料 2	尾張旭市下水道事業業務継続計画
参考資料 3	化学物質管理計画
参考資料 4	施設警備実施要領
参考資料 5	主要設備一覧表
参考資料 6	運転状況実績 令和 5 年度～令和 7 年度
参考資料 7	年度別浄化センター電力使用実績 令和 5 年度～令和 7 年度
参考資料 8	修繕、工事予定設備
参考資料 9	脱臭剤取替規格
参考資料 10	大雨対策マニュアル

## 5.3 図面一覧

番号	名称
図面番号 1	下水道施設位置図
図面番号 2	東部浄化センター一般平面図
図面番号 3	東部浄化センターフロー図（ポンプ井）
図面番号 4	東部浄化センターフロー図（水処理）
図面番号 5	東部浄化センターフロー図（送風機（1系））
図面番号 6	東部浄化センターフロー図（汚泥処理）
図面番号 7	東部浄化センターフロー図（滅菌設備）
図面番号 8	西部浄化センター一般平面図
図面番号 9	西部浄化センターフロー図（ポンプ井）
図面番号 10	西部浄化センターフロー図（水処理・送風機 1 系）
図面番号 11	西部浄化センターフロー図（水処理・送風機 2 系）
図面番号 12	西部浄化センターフロー図（揚水設備）
図面番号 13	西部浄化センターフロー図（脱臭設備）
図面番号 14	西部浄化センターフロー図（滅菌設備）
図面番号 15	東部浄化センター緑地管理範囲
図面番号 16	西部浄化センター緑地管理範囲
図面番号 17	東部浄化センター目的外使用範囲図